

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の改正の概要

令和6年3月1日
環境生活部廃棄物指導課

1 改正の趣旨

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）では、事業者等が廃棄物処理施設の設置等を行う際に、関係法令を所管する県関係機関や地元市町村との協議等を行う事前協議制を規定しているほか、施設の構造基準や維持管理基準を定めています。

このたび、令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」（以下「環境省通知」という。）を受けた手続の緩和に必要な規定を整備するとともに、積替保管施設の構造基準のうち廃棄物の保管高さに係る規定を廃止する等のため、指導要綱の一部改正を行います。

2 改正内容

（1）環境省通知の運用に伴う手続の一部改正

【改正項目】

事業者等が、廃棄物処理施設を同一の施設に更新する場合や施設の一部を同一のものに交換する場合、指導要綱に基づく設置届を出した施設を更新する場合に、あらかじめ県へ届出し、県が事業者等へ必要な手続を通知する規定を追加した。（指導要綱第27条の2）

【理由】

環境省通知により、廃棄物処理法に基づく許可を受けた廃棄物処理施設を更新等する場合に一部の手続が不要となる考え方が示されたが、不要となるケースや手續が複雑であり、施設の更新等を行う場合には、当面の間あらかじめ県が内容を確認し、必要な手續が行われるよう確認する必要があるため。

（2）施設の構造に関する基準の一部改正

【改正項目】

産業廃棄物の積替・保管施設の個別基準において、廃棄物の保管高さを2.0メートル以下とする規定を削除した。（廃棄物処理施設の構造に関する基準 第6 産業廃棄物の積替・保管施設の個別基準）

【理由】

積替・保管施設の廃棄物の保管高さ規制については、現在の積替・保管施設の高さに起因する事故や法令違反等が近年見られない現状を鑑み、廃棄物処理法の保管基準によっても差し支えないと判断されるため。

（3）その他

- ・添付書類について押印を廃止する見直しを行った。
- ・産業廃棄物の積替・保管施設の定義を明確に記載した。
- ・その他所要の改正

3 改正日

令和6年3月1日